氷見市農業委員会　定例総会議事録

（平成３０年度　７月度）

１　日　　時　　平成３０年７月２日（月）

開会：午後１時５５分

閉会：午後２時３８分

２　場　　所　　氷見市役所Ｃ棟３階　３０１会議室

３　出席委員　　１４名

1番　中葉　　隆　 2番　道淵　　登 3番　山下　壽明

4番　円戸　敏男　 5番　六田　敏夫 6番　上出　義美

7番　両國　明美　 8番　中嶋　知子　 9番　川上　悦男

10番　寳住　與一 11番　山下　　裕　13番　大澤　昌弘

14番　扇谷　俊彦　15番　松村　　博

４　欠席委員　　12番　江添　良春

５　議　　題　　第１号議題　農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件

第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件

追加議題　　農地法第２条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について

６　職務のため出席した事務局等職員

４名

局　　長　石田　貢一　　農林畜産課長　野村　佳作

主　　査　清水　徹夫

臨時職員　嵐　由佳里

７　総会の概要

（事務局）　ただいまから、平成３０年度７月度定例総会を開催いたします。

はじめに、会長から挨拶がございます。

（会長）　　挨拶　（略）

（事務局）　ありがとうございました。

それでは、恒例であります農業委員会憲章の朗読を道淵委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

………農業委員会憲章の朗読………

（事務局）　次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第４条により、　　会長が務めることとなっていますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長（会長）それでは、本日の総会に付議する案件は、

第１号議題　農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件

第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について　意見を付する件

追加議題　　第２条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）に　　ついて

です。

□議長（会長）　なお、本日は在任委員１５名中１４名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長（会長）　これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、大澤委員、扇谷委員にお願いいたします。

□議長（会長）　それでは、第１号議題　農業経営基盤強化促進事業適格決定につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第１号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について、ご説明申し上げます。

番号１～の借受人及び貸付人の氏名、面積を朗読

以上、合計で筆、設定面積㎡を、名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。よろしくお願いします。

□議長（会長）　事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、第１号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について原案のとおり承認することとします。

□議長（会長）　それでは、第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件について、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件について、ご説明申し上げます。

今回の申請件数は５件、筆で、筆全てが連なっており、申請面積は㎡、譲受人は５件とも同一の方です。

今回の申請農地ですが、ご存知の方も多いと思いますが、長年耕作放棄された荒地となっている土地であり、譲受人はここを整地し、りんご、

もも、ぶどう、くり、梨、サクランボなどの果樹を植栽する予定と伺っ　　ています。

　昨年の１２月総会には、今回の譲受人が、今回の申請地付近筆、計㎡について今回と同じ果樹を植栽したいとの目的で３条申請をされ、許可を受けている経緯がございます。

１番の申請農地は、氷見市＊＊番の田、㎡です。

譲渡人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）から、譲受人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）へ所有権移転を行うものです。

２番の申請農地は、氷見市＊＊番の田、㎡です。

譲渡人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）から、譲受人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）へ所有権移転を行うものです。

３番の申請農地は、氷見市＊＊番の田、㎡です。

譲渡人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）から、譲受人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）へ所有権移転を行うものです。

４番の申請農地は、氷見市＊＊番の田、㎡です。

譲渡人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）から、譲受人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）へ所有権移転を行うものです。

５番の申請農地は、氷見市＊＊番の田、㎡です。

譲渡人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）から、譲受人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）へ所有権移転を行うものです。

譲受人の経営耕作は、㎡となり、先ほども申し上げましたが、譲受人は近隣の農地を経営していますことから、取得により一体的、効率的な利用・耕作が見込まれるものです。

以上、今回の案件は、農地法第３条第２項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておらず、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

□議長（会長）　事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件について、原案のとおり許可を与えることとします。

□議長（会長）　次に、第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件６件につきまして、説明申し上げます。

番号１、地区はです。

この案件は、農地法第５条の規定による許可申請です。

使用借人は高岡市＊＊番地（氏名＊＊）、使用借人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記が田、現況は雑種地で、面積は㎡です。

農地区分は第３種農地で、転用目的が、権利はです。

番号２、地区はです。

この案件は、農地法第４条の規定による許可申請です。

申請人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記が畑、現況は宅地で、面積は㎡です。

農地区分は第３種農地で、転用目的がです。

番号３、地区はです。

この案件は、農地法第５条の規定による許可申請です。

譲受人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、譲渡人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番、登記地目は畑、現況は宅地で、面積は㎡です。

農地区分は第２種農地で、転用目的が、権利はです。

番号２番と３番の案件は違反転用に該当していますので、始末書が提出されています。

（引き続き、許可基準について説明）

今回付された案件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いします。

□議長（会長）　質問を受ける前に、先般＊月＊＊日に行いました＊＊委員と当該地区推進委員、事務局員による現地調査について、＊＊委員から報告を受けたいと思います。

（＊＊委員）　　先般＊月＊＊日、わたしと地区推進委員及び事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件いずれも、隣接地との境界が確定されていること、用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

また、隣接農地耕作者からの承諾書及び氷見市土地改良区からの同意書が、添付されています。

なお、番号２番と３番の申請地は既に住宅敷地として利用されており、違反転用にあたることから、始末書の提出を受けています。

以上、今回のすべての案件につきまして、原案のとおり許可相当であると判断したことを報告いたします。

□議長（会長）　事務局の説明と＊＊委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長）　次に、追加議題の第２条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　追加議題の第２条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）につきまして、説明申し上げます。

　　　　　　　　地区はです。

　　　　　　　　申請人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番外筆、登記地目は筆が畑で現況は山林で、筆が田で現況が山林です。面積は合計で㎡です。

　　　　　　　　目的は、非農地認定による非農地通知書交付申請があったものです。

　　　　　　　　現地は杉の木や雑木等が生い茂っており、今後、農地として原状回復は困難であると判断いたしますことから、申請者に対して非農地通知書を交付いたしたいと考えますが、交付してよろしいか、ご審議のほどをよろしくお願いします。

□議長（会長）　質問を受ける前に、先般＊月＊＊日に行いました＊＊委員と＊＊委員、事務局員による現地調査について、＊＊委員から報告を受けたいと思います。

（＊＊委員）　　先般＊月＊＊日、わたしと＊＊委員及び事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

申請地は資料の写真にありますとおり、周囲の山林と一体化していて、杉の木や雑木等が生い茂った状態です。また、申請地にたどり着くのにも大変苦労しました。

現地の状況から、今後、農地としての原状回復は非常に困難であると判断し、非農地としての認可相当と判断いたしたことを報告いたします。

□議長（会長）　ただいまの事務局の説明と＊＊委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、追加議題の第２条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）につきまして、原案のとおり、非農地として認定することとします。

□議長（会長）　以上で本日の付議案件は、全て審議されました。

これで、氷見市農業委員会７月度定例総会を終了します。

～　その他連絡事項　～